

○営業所の移転の許可

(第4条第1項)

改正 平成26年3月20日 平成29年3月22日

令和3年3月26日

審査基準

令和3年3月26日作成

法令名	質屋営業法
根拠条項	第4条第1項
処分の概要	営業所の移転の許可
原権者 (委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	質屋営業法第3条第1項第11号(許可の基準)、第7条(保管設備) 質屋営業法施行規則第1条(申請及び届出の一般的手続)、第4条第1項、 第2項、第2条第5項(営業所の移転の許可申請)
審査基準	営業所の移転が質置主の保護の観点から不適當ではなく、かつ、移転先の 営業所において使用する保管設備が公安委員会が定める基準を満たしている ときに許可する。
標準処理期間	25日
申請先	営業所を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室
決裁区分等	警察署長